

1980年代教育政策と国際的批判

— I の 1 —

勝 野 尚 行

序 戦後教育の国家主義的再編成

第1章 『新編日本史』教科書問題

——検定合格から文相罷免まで——

第1節 『新編日本史』検定合格

教科書検定審議会の再審査

日本を守る国民会議

第2節 藤尾文相の登用

藤尾文相の登用 …… (以上本号)

教科書問題発言

自民党側の対応

藤尾文相発言

「日の丸」掲揚発言/東京裁判発言/

「靖国」公式参拝発言/小 括

国家基本問題同志会の結成

奥野「独善」発言/源田「奇襲成功」発言

藤尾文相の『文芸春秋』誌上発言

藤尾誌上発言/南京事件/

日韓合邦/小 括

韓国・中国からの批判

第3節 教科書検定批判の再燃

第4節 藤尾文相の罷免

序 戦後教育の国家主義的再編成

本『論集』論文として私はこれまで、主題「管理主義教育の再検討」の下で、その「Ⅰの1」から「Ⅱの3」まで、都合5回の連載論文を発表してきた。第1節では文部省「日の丸」「君が代」徹底通知の問題を取りあげ、第2節では「靖国」公式参拝の問題を取りあげている。なぜこれらの1980年代の教育政策問題を「管理主義教育の再検討」の主題の下で取りあげたかについては、論文「Ⅰの1」の序で説明したとおりである。つまり、1980年代日本の教育・教育政策をみると、それが管理主義の原理によって再編されてきており、いっそうその傾向を強めてきている、そのことに注目するのあまり、1980年代日本の教育政策が戦後教育の国家主義的再編をめざしていることをけって看過するのであってはならないことを、より鮮明に実証するというにであった。

そして事実、上記の2つの問題にせよ、本論文以下で問題にする『新編日本史』教科書問題から、その後に取りあげることを予定している「教育課程審議会」答申問題等、はては「臨時教育審議会」答申内容の問題から新『学習指導要領』の問題等まで、それらはいずれも、戦後日本の教育を国家主義の原理によって再編成しようとするものであるといえるのである。

(1) そのような次第で、以下私は、『新編日本史』教科書問題その他の教育政策問題を、より直截に、「1980年代教育政策と国際的批判」の主題の下で取りあげてみていくことにする。

主題に「国際的批判」を入れるのは、1980年代日本の教育政策のうち、その主要なもののいわばことごとくが、中国・韓国をはじめとする東アジアの諸国の政府・民衆からの、強烈な批判にさらされているからである。1980年代日本の教育政策の特徴は、それらのことごとくが国際的な批判を浴び続けたところにあるといっても、けって過言ではない。まことに驚くべき、憂慮と憤激に耐えない、教育政策動向であったといわなくてはなるまい。

(2) 1986年7月に第三次中曽根内閣を発足させた中曽根首相は、自民党政調会長であった藤尾正行を文相に登用して、かれを文教行政の責任者のポストに据えた。藤尾が文相に就任して直後の7月25日の首相との会談では、文相は「今後の教育改革について、① 国際化、世界に通用する教育をめざす、② 戦後40年間の教育はゆがめられており、本来のものに据え直すべきで、時期を失すると大変なことになる、の2点を基本姿勢に据えたい」と説明し、これに首相は「大賛成だ。よろしく願う」と答え、首相・文相が「戦後教育の見直し」政策の推進で合意に達したのであった。さらに会談後の記者会見の席上、戦後教育について文相は「戦争をしかけた日本は悪いヤツだ、そういう力を持たないようにしてやろう、というところに占領政策の目的があり、その中に教育政策があった。教育も絶えずマッカーサーの顔を見ながらやってきたわけだ。首相の言う戦後からの脱却というのもそこから抜け出すということであり、自分も大体似たような考えだ」と述べ(『毎日』86年7月26日付)、首相との会談での合意に立って、「戦後教育の総決算」に向けて踏み出す方針を打ち出したのである。

その文相が、文相就任後僅か2カ月にも満たずに、中曽根首相自身の手で罷免されてしまった。罷免処分後、後藤田官房長官は談話を発表して次のように述べている。

「韓国、中国等の近隣諸国との友好関係の維持増進は、わが国外交の基本であり、政府はそのために細心の注意を払って努力してきたが、雑誌文芸春秋所載の藤尾文相の発言記事には、一部に妥当を欠く内容が含まれ、近隣諸国民の感情を傷つけ敵しい反発を招いている。自由民主国家においては、過去の歴史上の事件に関して様々な意見がありうることは言うまでもなく、藤尾文相の発言も、一政治家としての私見を述べたものであるが、国政の責任を負う閣僚の地位にある者の発言は、たとえ個人的なものであっても、一私人のそれとは自ら異なる重みをもって受けとめられることは当然である。藤尾文相の発言は、わが国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省と、その上に立った平和友好への決意はもとより、近隣諸国との友好的かつ良好な関係の維持強化を図るとのわが国外交の基本政策について無用の疑惑を生ぜしめたものであって、

はなはだ遺憾である。このような見地に立って、藤尾文相の真意をただしたうえて本日、同相の罷免の措置がとられた。韓国、中国等に対しては、このような事態にたちいたったことに深く遺憾の意を表する。今回の措置により政府の外交の基本姿勢にいささかの変更もないことを明らかにし、今後とも近隣諸国との友好増進のため、一層の努力を継続してまいりたい。」

この談話からも明らかなように、藤尾文相罷免処分は、直接にはかれの『文芸春秋』誌上発言が韓国・中国等からの強烈な批判を浴びた結果によるものであるが、その発言（歴史観・教育観）こそかれの「戦後教育の総決算」論の基礎にあるものとすれば、文相罷免はその「戦後教育の総決算」論の破綻をよく物語っているのである。それが「過般の戦争への反省と、その上に立った平和友好への決意」を踏まえたものではまるでなかったからこそ、かれは罷免にまで追い込まれてしまったのである。

この第1章では、『新編日本史』教科書問題を、この藤尾文相罷免問題を中心に据えて、みていくことにする。

(3) 1980年代教育政策をみていこうとするとき、当然にその吟味・批判の視角が問題になる。私の視角は従来どおり、戦後教育改革の思想にてらして、よりつきつめていけば、教育基本法の立法思想にてらして、という視角である。

そうだとすれば、この視角をさらに研ぎ澄ますためにも、戦後教育改革の核心的思想の、つまり教育基本法の立法思想の認識をさらに格段に深めていくことも、合わせて必要となる。さきに『教育基本法の立法思想——田中耕太郎の教育改革思想研究——』（法律文化社、1989年3月）を出版しておいたけれども、そのためにも、この方面の研究をさらに深めていかななくてはならない。できるだけ各論文の序や末尾にノートを置いて、そこで少しずつ順次に、この仕事を継続して、その立法思想についての研究成果を蓄積していくように努めてみたいと考えている（本論文末で若干再論）。

第1章 『新編日本史』教科書問題

— 検定合格から文相罷免まで —

1986年6月5日付の日本のマスコミは、いわば突如として一斉に、「侵略戦争を美化、中国政府・不満を表明」(『朝日』)、「中国、再び教科書批判」(『中日』)等々と報じ、社説「復古調教科書が生んだ問題」(『毎日』86年6月6日付)を掲げるものまであらわれ、我々を驚かせた。当時(1986年度)中国・北京にいた私に、中国の友人である崔久平講師(中央教育科学研究所)がいち早くこの事実を教えてくれた。かつての1982年度の文部省教科書検定は、歴史を改ざんしたという理由から、中国・韓国をはじめとする東アジアの政府・民衆から、強烈・執拗な批判を受けた。それらの批判にもかかわらず、1983年度以降の日本の政府・文部省の教科書検定の姿勢は、なんら根本的な反省に立つものにはなっていなかったから、いつの日か再びまた日本の教科書検定・教育政策が国際的批判を浴びるであろうことは、十分に予想されるころであったのである。それにしても、批判の再燃は意外に早く始まったというのが、上記報道に接しての私の実感であった。

1986年度検定はどんな検定であったのか。

その検定は国の内外からどんな批判を浴びたのか。

総じて1986年度教科書問題とはどんな問題であったのか。

これらの問題を逐一丹念に確かめてみるのが、本章での私の主な研究課題である。

第1節 『新編日本史』検定合格

中国政府が「侵略戦争を美化」「歴史事実をわい曲」などと、「日本を守る国民会議」(以下「国民会議」)が編集した『新編日本史』(原書房出版)を文部

省が検定合格させたことに抗議したのは、1986年6月4日のことであった。中国外務省の馬毓真報道局長が、その『新編日本史』の教科書内容に踏み込んで、「遺憾なことに日本の文部省は再び中国人民とアジア各国人民の感情を傷つけることをした」「われわれは歴史事実をわいきょくし、侵略戦争を美化するいかなる言論、行動についても、過去、現在、未来を問わず断固反対する」などと述べ、強い不満の意を表明した（『朝日』86年6月5日付）ことが、86年度文部省教科書検定の実態の重大性を、あらためて浮き彫りすることになったのである。

『中日』同日付は、この馬局長の抗議について、いま一步内容的に立ち入って報じた。従来の教科書では、南京事件に関して、① 南京占領の際、日本軍は軍民多数を殺害した、② その数は婦女子を含め20万人（中国側は30万人以上）といわれている、③ 南京虐殺事件として国際的批判を浴びた、の3点が記述されていたのに、今次の教科書では「南京の攻防戦は激烈を極めた。このとき中国国民の被った犠牲について、中国は日本側に強く反省を求めている。わが国の人々は、戦後初めてこの事件を知り、真相究明のため、資料の検討や関係者の聞き取りが続けられている」と書かれており、それら3点がぼかさされて、戦争責任が不明確になっている。この記述を論評して、馬局長は「わが国は度々、厳しい態度を示し、これに対して日本政府も、教科書の誤りについては適切な措置をとることを約束してきた」と述べ、その中日間の合意に反すると指摘したという。

『朝日』同日付はまた、日本教職員組合が86年6月4日、この教科書に対する「見解」を発表したことも、合わせて報じた。日教組「見解」は、「過去の侵略戦争への反省もなく、戦争や天皇制を美化する記述が見いだされる」「厳しい学問的批判活動を展開し、文部省の偏向した検定姿勢をも国民の前に明らかにしていく」などと述べながら、この教科書の「重大な問題点」として、① 全体を通じて流れている史観が、皇国史観であり、人物中心主義である、② 戦争終結に関する記述などで、歴史研究者の間で大いに異論のある記述がみられる、③ 天皇と天皇に忠義をつくした人物をちりばめ、「国史」教科書の復活ともいえる内容となっている、などをあげたのである。

教科書検定審議会の再審査

もっとも日本のマスコミは、1986年度文部省検定の重大性について、中国政府からの6・4抗議から報じ始めたわけではない。実は『朝日』は『新編日本史』の内容に関して、86年5月末の段階で、すでに2度にわたって分析・報道していた(86年5月24日付、同28日付)のである。「教科用図書検定調査審議会」(以下「検定審」)がこれを合格としたのは86年5月27日のことであったから、この日をはさんでその前後に報道していたことになる。『朝日』(86年5月24日付)は「改憲派が歴史教科書」「原稿本では勅語礼賛」「検定審、27日異例の再審議」等の見出しの下、いち早く警告を発していた。

「改憲問題などに取り組んでいる『日本を守る国民会議』(議長=加瀬俊一元国連大使)が高校の日本史教科書づくりを進めており、その最終的合否をめぐって27日、文部省の教科用図書検定調査審議会(「検定審」)が異例の再審議をする。今年初め開かれた同審議会では、審議会委員の中から『天皇中心の記述が多い』『近現代史の叙述で、日本の立場が前面に出すぎている』といった疑義が出され審議が紛糾、結論を持ち越した。内容は検定で大幅に修正される見込みだが、同会議は合格し次第、全国で採択を呼びかける運動を展開する。しかし、委員の間に『戦後歴史教育の風化の表れ』との声もあり、論議を呼ぶのは必至だ。」「(朝日)1986年5月24日付)

この『朝日』報道は、事態の推移を以上のように概説しながら、より具体的に次の2点を明らかにしていた。その第一は、5月27日の検定審の再審査にまで至る経過のことである。それによれば、『新編日本史』の原稿本が検定申請されたのは85年8月のことであったから、これについて、すでに86年1月には検定審第2部会(社会科)での合否審査を終えていたのである。文部省は「条件つき合格」の方針で、この検定審に諮問したという。しかしこの検定審では、委員のなかから「極めて不愉快だ」「近隣諸国に対する配慮に問題がある」「バランスに欠ける」等々の意見が強く出され、通常・通例であれば不合格とされるどころ、文部省が「審議会の意見を十分に踏まえ

て執筆者らと調整し、書き改められた内容を改めて審議会に諮る」という異例の措置を提案して不合格決定を承認せず、その後の86年3月20日、合計約800カ所もの修正意見(約300カ所)・改善意見(約500カ所)を執筆者側に伝達し、この条件指示に従って書き改められた内閣本をもとに執筆者側と意見調整を重ね、5月27日の再審査にそなえてきたという。この再審査までの経過をみれば、文部省が「『新編日本史』を合格させる」という異例・異常な方針を、ことの初めから固めていたことが知られよう。内閣本の検定審による再審査など、文部省教科書検定手続きにはない措置だからである。

その第二は、『新編日本史』原稿本の内容のことである。それによれば、その編集方針が、① 神話を通して日本の建国を理解させる、② 皇室に対する敬意をはぐくむ、③ 近現代史では日本を一方向的に加害者とときめつける書き方はしない、などの点に置かれているため、次のような記述・特徴があるという。

「古代国家の形成」の章では、日本の国生み神話、神武東遷伝承、日本武尊の熊襲・蝦夷の征討などを紹介し、さらに「三種の神器」「新嘗祭」「天皇」号」「神武紀元」「菊花紋」「国旗・国歌」などの由来、「宮廷年中行事」の説明など、皇室関係の記述が際立って多い。

「明恵と承久の変」では、「明恵は泰時に、ものごとの道理を説き、承久の変のさいの幕府の態度もきびしく批判して、およそ次のようにのべている」として、「わが国の皇室は万世一系であって神々の守護したまうところ、この国土の万物は国王の所有に帰すべきもの、たとえ無理に生命を召されようとも、この国に生まれた者としては、これを断わることはできない。もし断わるのなら、日本国を去り、外国へ渡るべきである」と述べたという話を紹介している。

教育勅語については、「これは、日本古来の国家観念と人倫道德とを融合した国民道德の教えであって、忠孝・博愛・修学・遵法・義勇奉公などの普遍的な徳目が列挙され、天皇みずから国民とともにこれらの徳を实践しようとの念願が示されていた。教育勅語は、明治時代以降における国民精神の形成に寄与し、また諸外国にもひろく紹介されて、高い評価をうけた」と記述している。

南京事件については、「南京の攻防は激烈をきわめた。中国はこのとき日本

軍が中国民衆の大虐殺を犯したとし、日本側の反省を強く求めている。これについてわが国では、その実否をめぐる論争となり、学問的にはまだ決着をみていない」と記述している。

天皇の人間宣言については、「『新日本建設に関する詔書』を発表して国民を激励された」などと記述し、天皇の神格否定についての記述はない。

原稿本でみるかぎり、「皇室に対する敬意をはぐくむ」という編集方針の下、戦前天皇制国家の復活・復元を意図し、侵略戦争の犯罪性を隠蔽しようとする、そうした復古調の教科書であることを、この『朝日』報道は明らかにしていたのである。

ついで『朝日』(86年5月28日付)は、第一面のトップに「検定をパス」「800カ所修正し再審、来春から採用可能に」の見出し記事を掲げて、『新編日本史』が検定合格となったことを報じた。これを合格とした文部省検定に対して、最大級の抗議・警告をした報道であったといつてよい。「原稿本では一応条件つき合格とはされたものの、修正した段階で改めて修正内容を審議会に諮るといふ異例の付帯条件を課せられた」ため、検定審は内閣本の審査という異例の審議を行ったわけであるが、再審査にかけられたものは、もちろんこれだけであった。委員のなかからは「修正内容が不十分である」「全体のトーンは変わっていない」「右翼的で教科書としてふさわしくない。単行本として出せばよい」などの異論が出され、検定審としては「珍しい激論となった」が、結局「これ以上審議を続けると事実上不合格となる」として合格としたという。「満身そういの手直しを受けながらも教科書を出したいという熱意を尊重すべきだ」とする文部省側の意向が強力に働いた、その結果の合格であったとみてよい。『新編日本史』の合格決定は、異例の再審査(内閣本審査)にまで持ち込み、その再審査のなかでも出された「82年の教科書問題のあと追加された検定基準『近隣諸国への配慮』の点から問題が多く、再び外交問題になる心配もある」という意見をも押し退けてしまう、そうした文部省側の強引な手法の所産であったのである。

『サンデー毎日』86年6月29日号は、特集記事「あえて問題の復古調教科書を合格させた検定審の『見識』」を組んで、検定審第2部会委員（20名）の意見を紹介している。ここに収録されている各委員たちの発言からも紹介しておこう。

「あんな教科書が、よく合格したもんですよ。（第一回審査で）800カ所も修正、改善意見がついたんだから、不合格になったっておかしくない。審議した我々だって不思議なんだから、外部の人はもっと積然としないでしょな。」

「（第1回審査時の86年）1月の第2部会では合格反対の意見が圧倒的だったんです。あの時点で、本来なら不合格にすべきだった。『多数決で決めよう』という声も出たのに、一部の人が強硬に再審議を主張したんです。」

「原稿本の800カ所に注文をつけたが、もっともっと直したかった。」

「近隣諸国への配慮に欠けた教科書だと最初からいい続けてきました。（検定合格は）困ったなあというのが実感です。委員の一人として、気持ちのいい話ではありません。」

「決定には従うが、個人的には反対だった。検定基準から見て合格は問題があると思うし、『近隣諸国への配慮』にも反する。ごく少数の賛成意見なら切り捨てても当然。合格の結論を出したことは、憲法、教育基本法、学校教育法を重んじる立場を逸脱したという疑いもある。」

これら委員の証言からみると、86年1月の原稿本審査の段階で検定審第2部会では「合格反対の意見が圧倒的だった」のであり、「多数決で決めよう」という声も出たのに、文部省側はこれらの意見をすべて押し退けて、強引に再審議に持ち込んだことがわかる。この特集記事には、委員20名中の16名の意見が収録されているが、「合格」反対5名、「合格」賛成3名、ノーコメント8名となっており、むしろ「合格」反対者のほうが多数を占めていたのではないか（第1回審議、第2回審議とも）と思わせるのである。それにもかかわらず、これを「合格」にまで持ち込んだ立役者のA委員は、次のように語っているという。

「5月27日の審議は3時間以上かかった。そのうち1時間半は調査官が修正個所の説明をし、その後、私が3,40分くらいしゃべったんです。もちろん合格賛成の意見ですよ。私の意見に対して一人の委員が『論争点を煮つめないで合格させるのもどうか、もっと時間をかけよう』と反論したが、それでは事実上の不合格になるので、『それはダメだ』と押し切ったんです。」

A委員が文部省側の意向で動いたことは明白である。なお、このA委員は

自分の教科書観についても、次のように語ったという。

「歴史教科書はこれまで7社が出していますが、どれも大同小異。私は魔法の森に閉じ込められた『7人の小人』のようだといっているんです。魔法とは何か。一つは東京裁判史観、第二は反米親ソ、第三は日本の伝統・歴史の蔑視、第四は階級闘争史観ですよ。国民会議編の教科書は、初めてその魔法から解放された教科書です。原稿本の段階から私は賛成だったんです。内閣本は原稿本の表現を緩めているが、極東軍事裁判（東京裁判）の書き換えは、私は不満だった。私は検定審に7年いるが、日本の世論も変わって来ているはずでしょう。57年に教科書問題が起きた時、私は『主権侵害、内政干渉である』として官房長官談話に反対したんです。」

『朝日』同日付はまた、『新編日本史』の原稿本と内閣本との記述内容の比較対照表の一部を示したが、次ページにその表を掲げておこう（別表）。この別表からも明らかなように、その記述内容の「全体のトーンは変わっていない」という検定審委員の批判が、やはり正当であったといわなくてはならないであろう。

86年5月27日、『新編日本史』内閣本の合格決定直後、国民会議側から黛敏郎・運営委員長、編纂委員会の村尾次郎・元文部省教科書調査官、小堀桂一郎・東大教授らが出て記者会見を行い、原稿本・文部省修正意見・修正内容（内閣本）の対照表を公表するとともに、次のような意見を表明した。

「検定の結果、75%程度の意図しか達成できなかったが、教科書として合格することをまず目指した。正しい歴史をつづった初めての教科書を世に出されることは大変喜ばしい。私どもが意図する方向に日本の教育を持っていきたい。」（『朝日』86年5月28日付）

ここで国民会議側は「私どもが意図する方向に日本の教育を持っていきたい」とまで述べているが、そうだとすれば、いったい国民会議が意図する教育再編の方向とは何であるか、そもそも国民会議とはどのような団体であり、なぜ教科書の編集・出版に取り組んだのか、こうした問題について探っていかななくてはならない。

86年5月27日前後の新聞報道を、以上『朝日』についてみてきたが、『毎

記述内容比較対照表（原稿本と内閣本）

| | 原 稿 本 | 内 閣 本 |
|---------|--|---|
| 南京事件 | 南京の攻防は激烈をきわめた。中国はこのとき日本軍が中国民衆の大虐殺を犯したとし、日本側の反省を強く求めている。これについてわが国では、その実否をめぐる論争となり、学問的にはまだ決着をみていない。 | 南京の攻防戦は激烈をきわめた。このとき、中国軍民のこうむった犠牲（いわゆる南京事件）について、中国は日本側に強く反省を求めている。わが国の人々は、戦後はじめてこの事件を知り、その後もさらに真相究明のため、史料や関係者の聞き書きなどの検討がつけられている。 |
| 教育勅語 | 教育勅語は、明治時代以降における国民精神の形成に寄与し、また諸外国にもひろく紹介されて、高い評価をうけた。 | 教育勅語は、明治時代以降における国民精神の形成に寄与し、また諸外国にも紹介された。 |
| 太平洋戦争 | 日本は、これを東亜解放のための大東亜戦争といい、アメリカでは太平洋戦争といった。 | 日本はこの戦争の名称を「大東亜戦争」（いわゆる太平洋戦争）と決定し、その目標を欧米列強の支配からアジアを解放し、日本が指導して大東亜共栄圏を建設することとした。 |
| 戦争の終局 | この戦争を契機として、長いあいだアジアを制圧してきたヨーロッパの支配も急速に崩壊の道をたどった。アジア諸民族はさまざまな形で独立を実現し、世界史的転換の時代が始まった。 | この戦争を契機として、長いあいだアジアを制圧してきたヨーロッパの支配は急速に崩壊の道をたどった。いっぽう、日本軍の占領下で深刻な戦火の被害をうけ、そのなかから立ちあがったアジア諸民族は、さまざまな推移をとりながら独立を実現していった。 |
| 東京裁判 | ニュルンベルク裁判について、戦勝者が敗者をさばく裁判が終わった。 | ニュルンベルク裁判について、史上に例をみない軍事法廷が終わった。 |
| 天皇の戦後巡幸 | そのおもな巡幸先は、農業・開拓関係、工業関係、社会・福祉事業関係、学校などであった。昭和22年（1947）9月に栃木県宇都宮市で天皇をむかえた一引揚者遺族は、「外地で受けた終戦後の苦しみも、主人や愛し児に逝かれた悲しみも、今尚打ち続く生活苦も、総てが一瞬に消え去り、日本再建の新しい血と涙とが全身にみなぎるのでございました。」（「栃木県巡幸誌」という手記を残している。 | そのおもな巡幸先は、戦傷者・引き揚げ者・戦災孤児などの収容された福祉施設、食糧増産に励む農漁村や開拓地、さらには産業の復旧にいそむ工場や炭坑などさまざまであった。昭和22年12月に広島を訪れた天皇は「ああ広島平和の鐘も鳴りはじめたちなほ見えてうれしかりけり」という御製（和歌）をのこされている。 |

日』は5月24日付が「改憲派」が後押し、皇室記述で再審議」、5月28日付が「420カ所修正承認」などの見出しの下、『中日』は5月25日付が「詳しく神話紹介・教育勅語を礼賛、復古調の教科書執筆」「27日に最終検定、修正なんと800カ所」、5月28日付が「復古調教科書、検定パス」「神話・天皇中心に記述、戦前の体制擁護」などの見出しの下、それぞれ『新編日本史』教科書問題を報じていたことを指摘しておこう。事態の重大性をもっとも鋭くとらえた『朝日』の報道は、すでにみたように、この問題をもっとも詳細に報じたのであり、同紙5月30日付はまた、社説「なぜ今こんな教科書を」を掲げているのである。

さて、これまでみてきた範囲でいえば、1986年度教科書問題は、表面的には1982年度に発生した教科書問題の再発のようにみえて、実はまるで異質な問題であることが知られる。というのは82年度教科書問題は、文部省が修正命令を出すことによって発生した事件であるのに対して、今次の86年度教科書問題は、文部省が国民会議のような「改憲」を唱える政治団体に教科書を出版させることによって発生した事件だからである。その意味で、教科書をめぐる事態は格段に深刻になったといわなくてはならない。いまや教科書検定制は、文部省によって、『新編日本史』のような教科書を執筆・出版させるための制度として、活用され利用されることになったからである。

文部省が期待する団体・個人に期待する教科書原稿を執筆させ、それを検定制にまで持ち込み、教科書として採択させ使用させるという方針を、教科書検定制の仮面をかぶった教科書国定制の再現といわずして、いったい何か。文部省が「書かせる」検定への移行である。

日本を守る国民会議

ここで『新編日本史』を編集した国民会議のことにに関して、できるだけみておくことにしよう¹⁾。

(1) 国民会議が結成されたのは、1981年10月27日のことであるから、

これも 80 年代初頭の政治的反動期に誕生した団体であることがわかる。議長に加瀬俊一（元国連大使），運営委員長に黛敏郎（作曲家），事務総長に副島広之（明治神宮権宮司）をあてて，憲法「改正」を目標に発足した政治団体である。結成直前には国民会議結成準備世話人会が「巻きおこせ地方の息吹」「国民運動の昂揚めざして」を柱とする方針書を発表している。その後の国民会議機関誌『日本の息吹』（第 2 号，84・7・15）でみると，「昭和 59 年度国民運動基本方針」には，次のようにその方針が整理して示してある。

- (1) 憲法改正の思想潮流を形成する一大啓蒙運動を展開する。
- (2) 新しい日本の建設へ向けた国民総参加の御在位六十年奉祝運動に着手する。
- (3) 国土防衛の喫緊の課題，自衛隊法改正運動を全都道府県で展開する。
- (4) 歴史教科書の編纂事業を推進する。
- (5) 国民運動の息吹を伝える機関誌を発刊し，会員募集による財政基盤を確立する。

この基本方針に関して，副島広之（「国民会議」事務総長）は次のように説明している（『日本の息吹』第 2 号，記事「国政を揺り動かす国民運動の本流を」の中より）。

「憲法シンポジウムの開催による憲法論議の活発化をはかるとともに，自衛隊法改正運動，教科書編纂事業等に取り組む中で，憲法改正の思想的潮流を形成して行きたいと存じます。」

「続きまして教科書の編纂事業でございます。昨年（1983 年）の総会で，偏向教科書の批判ばかりしておりましたも仕方ありませんので，モデル教科書を作ろうとなった訳です。幸い大学教授や歴史学者の方々の御参画をえて，編纂委員会が発足し，その計画が進められることになりました。当面は，高校用日本史教科書の作成に取り組み，なるべく早く文部省へ検定本を提出する予定になっておりますが，本会としても，この委員会を全面的に支援して参りたいと思っております。」

その 10・27 結成式宣言の「日本を守る 3 つの提言」は，「日本は日本人の

手で守ろう」「教育を日本の伝統の上に着ちたてよう」「憲法問題を大胆に検討しよう」の3つの柱からなるものであり、このうちの第2項（教育関係項目）には次のような説明がつけられている。

「我が国の教育の未曾有の混乱は、国への愛情と伝統を軽視したところに大きな原因がある。故に、我々は、広く社会や学校教育の分野において、国旗を高く掲げ、国歌を高らかに歌い、日本の歴史、伝統に立脚した教育を力強く推進し、次代を担う青少年の育成に努める。」

「愛国心の育成」「伝統の尊重」「日本の歴史、伝統に立脚した教育」など、教基法「改正」要求にまで通じていく、著しく国家主義・軍国主義に傾斜した教育への再編成を提唱したものである。このような戦後教育の反動的再編成の要求は、上記「3つの提言」の一環として出されているが、「日本は日本人の手で守ろう」（第1項）、「憲法問題を大胆に検討しよう」（第3項）には、それぞれ次のような説明がつけられている。

「国家の平和も自由な社会も、これを守ろうとする国民一人ひとりの強い信念と意志なくしては存続しえない。しかるに、我が国はいまほど、他国の侵略を断乎排し自らの手で国を守る気概と、ゆるぎない国家の自衛力が求められている時はない。我々は、我が国が抱える自衛隊の不備、欠陥を勇気をもって是正しつつ、国の守りを固めて行かなければならない。」

「今日、新たな時代状況に対応する上で、憲法問題は決して避けることができない。我が国の今後の進路を適切にして、賢明に選択するために、積極的に且つ大胆な憲法の再検討を行ない、もって新たな国づくりをめざす。」²⁾

この結成式宣言は、日本は「いま国内外の難問に直面し、大きな岐路に立ち至っている」という「危機」意識から出発しているが、その「危機」感には戦後の日本がいまほど「他国の侵略」の危険にさらされている時期はないという時代状況認識から生まれている。このような「危機」意識に立ってみれば、「恒久の平和を念願し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」た日本国憲法は再検討されなくてはならず、「他国の侵略を断乎排し自らの手で国を守る気概と、

ゆるぎない国家の自衛力が求められている」ということになる。国家主義・軍国主義の教育こそが、平和主義・民主主義の教育にとってかえられなくてはならないということになる。差し迫る「他国の侵略」を想定しながら、憲法「改正」・軍勢力増強・「日本の歴史、伝統に立脚した教育の推進」等を唱えて結成された政治団体こそ、この国民会議にほかならない。

(2) 国民会議はその発足の初めから、「歴史教科書の編纂事業の推進」を方針として掲げていたわけではない。これが1984年度「基本方針」第4項に盛り込まれたのは、国民会議が実は1984年度から「改憲」戦略の転換をはかり、「愛国心の確立という根源的な心の問題から入らなければならない」としたからである。84年4月14日の国民会議第3回全国総会の席上、黛委員長は次のように発言した。

「日本を守るためには物質的に軍力で守る防衛の問題と、更に心で、精神で守らなければならない教育に関係した2つの大きな問題がございます。この2つを統合する大きな問題として憲法がありますが、国を守る心の根源は、つまるところ国家民族というものをいかに認識するか、換言するならば天皇という御存在を如何に認識するかということが大切だと思います。(中略)私共が憲法改正を唱えるにあたって、まずこの国家意識、ひいては天皇につながる国体というものを、まずはっきりと確立するところから手をつけなければならないと考える次第です。つまり、憲法、防衛、教育の問題は、まず正しい国家意識、言うならば正しい愛国心の確立という根源的な心の問題から入らなければならないと思います。」(『日本の息吹』第2号、84・7・15)

天皇制国家秩序たる「国体」の観念の復活・再形成をはかりながら、憲法「改正」という目標を達成していこうと、新しい「改憲」戦略を提案したものである。すでにみた副島事務総長の提起した「昭和59年度国民運動基本方針」5項目は、この黛提案を受けて策定されたものである。そうだとすれば、国民会議による歴史教科書の編纂事業は、「憲法改正の思想的潮流を形成して」いくための、「国体」観念の形成をめざす、「愛国心の確立」をはかる、そうした目的で取り組まれた事業であることが、当初から明白であった

ということになる。そして、「基本方針」第5項にもとづいて刊行された『日本の息吹』創刊号(84・4・15)には、「私たちの提言」として、

- (1) 日本は日本人の手で守ろう。
- (2) 教育を日本の伝統の上にうちたてよう。
- (3) 憲法問題を大胆に検討しよう。

の3つの提言が掲げられたのだ(前述)という(『朝日ジャーナル』86年5月9日号)が、極めて右翼的・反動的な立場からの提言としかみられない。「教育を日本の伝統の上にうちたてる」べく『新編日本史』の編纂が企画されたことになるが、この提言第2項の意味は、到底それ(教科書編纂)だけにはとどまらないであろう。教育勅語的教育観の、さらにはかの「教育勅語体制」の、復活・復元を本気でめざしているのであろう。

この提言はさらに、より広く「教育を日本の伝統の上にうちたてる」ことを、その運動課題とする旨宣言したことになる。いうまでもなく、いうところの「日本の伝統」は天皇制国家秩序を指しているから、天皇制国家秩序の復活・復元をめざす教育の推進に取り組み、そのことによって国民意識を改革し、やがては憲法「改正」要求を国民的要求にまで高めることを、その運動課題とする旨宣言したことになる。平和主義・民主主義を基調とする教法法制に対して、まっ向から挑戦する教育運動を展開しようというわけである。憲法「改正」の思想的潮流の形成をめざす教育運動の一環として、今次の『新編日本史』の編集・出版の事業が取り組まれたことになる。

(3) 国民会議が歴史教科書編纂方針を公式に打ち出すのは、第3回全国総会(84・4・14)のときであるが、国民会議が82年10月30日に「教科書問題を考える懇談会」を開催したとき、この方針はすでに内定していたのである(『日本の息吹』創刊号, 84・4・15)。この懇談会の席上では、

「子供達に読ませたくない内容が文部省の検定のお墨付きで出廻っている状況ですから、今後は民間で良い教科書を作る運動を起す他はないでしょう。」

(香山健一・学習院大教授)

「長期の対策としては私共の陣営で特に日本史，現代社会の優秀な教科書を作ることです。そのため，すぐれた執筆者，有力な出版社，強大な宣伝力を必要とします。」(田中卓・皇学館大学長)

などの意見が出され，小堀桂一郎(東大教授)，林修三(元内閣法制局長官)らも同様の発言をしたため，関係役員の協議により「当面は，高校用『日本史』教科書の作成に的を絞り，本会議に参画する学識経験者によって編集委員会を構成し，一カ年の歳月をかけて完成させたい」と申し合わせていた(『日本の息吹』創刊号「高校『日本史』教科書編纂事業に着手——青少年に国を愛する心を」より)。『新編日本史』編纂委員会の発足は1984年度のことであるが，委員会発足に先立って打ち出された編纂方針は，次のようなものであった(『日本の息吹』創刊号)。

- (1) 偏向教科書の批判に止まっていた従来の反省を踏え，我々が目指すべき教科書を自らの手で編纂し内外に示す。
- (2) 良識ある教科書の配布運動を全国に広げ，父兄住民を中心とした国民の教科書是正の世論を喚起する。
- (3) 今回の歴史教科書の編纂に関しては，政治経済社会等の発展段階に重きをおいた記述から，日本人の精神文化の流れに着目した記述を試みる。

すでに84年4月の段階で，みられるように国民会議は，「愛国心の育成」をめざす『新編日本史』(高校用「日本史」教科書)の編集方針まで打ち出していたのである。

ところで，この歴史教科書編纂に取り組むという方針を国民会議が打ち出したのは，実は，かの1982年教科書問題の発生を直接の契機としている。この辺の経過を『日本の息吹』(創刊号)は，次のように書いている。

「一昨年(1982年)夏，マスコミの誤報に端を発した教科書事件は，ついに中韓両国からの外交圧力を招き，教科書記述の書き換えという唯々しき事態にまで悪化しました。今春より生徒の使用する教科書には『侵略』の用語が溢れ，歴史教科書の偏向ぶりは，また一段と強化されています。こうした事態を憂慮

する声が本会議にも多く寄せられ、教育正常化運動の一環として、この度教科書の自主編纂事業に本格的に取り組むことが決定しました。」

1982年の教科書問題を「マスコミの誤報に端を発した」事件としてしかとらえず、事件発生の原因に対する反省（正確な認識）がまるでない。中国・韓国を中心としての東アジア諸国からの文部省検定（「歴史の改ざん」等を強要した検定）への強烈な批判に接して、歴史教科書の記述が若干なり是正されたことをもって「歴史教科書の偏向ぶりが一段と強化された」と評している。国民会議側には歴史の改ざんに対する国際的批判が「許し難い内政干渉」と映ったのであり、それゆえに教科書自主編纂事業への取り組みを決定していったのである。国際的批判に接して、これにまっ向から挑戦する方針を固めたとみてよい。

(4) そうであれば、『新編日本史』の編纂方針も歴史改ざん批判に対し挑戦的なものとならざるをえない。そして事実、村松剛（筑波大教授）が「歴史教科書出版の2つの挑戦」と題する編纂方針論文を発表したとき（『日本の息吹』第2号，84・7・15），かれははっきりと「敗戦以来の歴史観への挑戦」をその一つに加え、次のように書いていたのである。

「この程、現在使用されている歴史教科書に誤った記述があるとして、その記述の削除を求めて拓大の田中正明さんをはじめ7人の方々が訴訟をおこしておられます。これは、北方領土問題やいわゆる『南京事件』に事実を反する記述があり、満州事変以降の日本の戦争が侵略戦争であったとする記述が、当時戦争に従事した自分たちや英霊に対する大変な名譽棄損であるというものです。これは言うまでもなく、日本の歴史や私共日本国民に対する侮辱であります。わが国では、そういう侮辱と歪曲に満ちた歴史の教科書がいかに多いか、そのような教育がいかに強く行なわれてきたか、今更申すまでもありません。」

村松はこのように書いているが、まことに驚くべき、敗戦前の皇国史観そのままでの、歴史認識だというほかない。日中戦争から太平洋戦争に至る日本の戦争を、不正義の侵略戦争と規定する記述を「侮辱と歪曲に満ちた」記述だとして退け、いまなお正義の聖戦のようにこれをみているからである。村

松はかつての十五年戦争を「正義の聖戦」と記述するように、教科書『新編日本史』に求めたということになる。さらに村松は書いている。

「敗戦後の歴史観の根本問題は、日本人が東京裁判イデオロギーを受け入れてしまったところまで遡るでしょう。今は大東亜戦争というはいけならしくて、太平洋戦争というのが普通になっております。教科書もしかりです。あれは、昭和20年秋に出された神道指令に出てくるのであります。神道指令は占領軍のいなくなったその瞬間から、無効になっているはずであります。今日までこのイデオロギーは残っております。最近問題となっている宮中賢所の祭祀の件や靖国神社の問題も、全部根はここにあります。教科書問題を論じますには、この東京裁判のイデオロギー（神道指令も含めて）と、戦後日教組やその他の勢力によって深い根をはっている人間不在の唯物史観という思想的な問題にいかに対応するかが、第一の課題でありましょう。」

村松が「2つの挑戦」というとき、いま一つは「敗戦以来の流通機構への挑戦」を指しており、出版した教科書をいかに販売するかの問題が課題としてあるという。しかしかれが主要な課題を「敗戦以来の歴史観への挑戦」に置き、いわゆる「東京裁判史観」の放逐に置いていることは明白である。東京裁判史観を放逐することによって、「大東亜戦争＝聖戦」観を復活させ、「靖国」公式参拝に道を開き、かの国際的な教科書検定批判に対応しようとしている。東京裁判史観を払拭し切った歴史教科書の編纂こそ、かれが「真の日本の歴史の教科書の見本」と呼ぶものであったのである。あくまで歴史改ざん批判に対して挑戦的であったかれは、その後に『新編日本史』の南京大虐殺の記述が中国側から批判されたとき、「向こうの教科書を直さなきゃなりません」と発言し、「南京虐殺はあったかなかったか、2,000人の犠牲者が出たのか、もう少し多かったのか」と述べながら、「北京の国定教科書には30万は下らない人間が殺されたと書いてあるんですから」と、修正要求を反対に中国側に出しさえしたのである。南京大虐殺の事実を認めることは、かれらの「大東亜戦争＝聖戦」観の崩壊につながるからである。

小堀桂一郎（東大助教授、『新編日本史』執筆者）が「正しい国史教科書を目ざ

して」を発表したとき（『日本の息吹』第3号，84・8・15）にも，かれは「教育的配慮」を前面に押し出すことによって，「教科書に於ては『真実』が重要なのではない」とまで述べたのである。

「我々の構想する正しい歴史教科書の姿は大略どんなものか。一箇の私見を以て言うことであるが，先づ歴史教科書はそれが教科書である限り，どこまでも教育的配慮に貫かれたものであらねばならない。教科書というものは決して執筆者の野心に発する研究発表・学説開陳の場ではない。教科書には独創的見解や斬新な史観など少しも必要ではない。歴史上の諸事件の記述に就ては，あくまでも事実に忠実に，最大公約数的な解釈の定説のみを記せばよい。説がいくつかに分れている様な事象に就ては，それ故に敢て省略するもよし，複数の説のあることと，その結論はまだ出ていないことを正直に記しておけばよい。」

小堀はまず，編集方針について以上のように述べている。歴史教科書の記述は「あくまでも事実に忠実に」とか，「野心に発する」ものであってはならないとか，至極当然なことを述べたものである。しかし，「事実に忠実に」などという方針は，歴史教科書だけの場合に限らず，それだけでは到底，教科書の編集方針たりえないのである。というのは，教科書の執筆は，それらの事実の中からのある事実の選択記述を迫られ，かれ自身が「敢て省略するもよし」ともいっているように，数多の事実の中から「敢て省略する」必要に迫られるからである。教科書の編集方針とは一般に，「事実に忠実に」を当然の前提としたうえで，どのような事実を選択し記述しながら，どのような人間人格の形成をめざすのか，その方針を指している。「事実に忠実に」という方針が到底，編集方針たりえない理由である。しかし小堀は，この「事実に忠実に」の方針にさえ逆らいながら，続いて次のように述べている。

「教科書に於ては『真実』とされているものが絶対的重要にして至高の価値を有するというわけではない。年少者の知性と理解力はしばしば真実に耐え得ぬこともある。大切なのは，歴史の教訓が彼等の生に対して建設的にそれを豊かにし美しくする様な方向に生かされる，という配慮である。」

「あくまでも事実に忠実に」と唱えていた小堀は，ここにきて一転して，教科書に「真実を書く」ことに消極的・否定的な姿勢をとるに至る。「歴史

教科書はそれが教科書である限り、どこまでも教育的配慮に貫かれたものであらねばならない」という観点から、ここでは「記述に教育的配慮を」の観点を前面に押し出し、「祖国の歴史そのものが品位と尊厳の印象を少年達に与え得る」よう、歴史教科書は記述されなくてはならないという。そうした歴史観の形成のためには、歴史教科書の中では、真実を隠したり、はては真実・事実を歪曲したりしても、「教育的配慮」に発するかぎり、許容されるのだというのであろう。「事実に忠実に」というだけの方針に比較すれば、これが一つの明確な編集方針であることは間違いない。問題は、「事実に忠実に」の前提を投げ捨て、「愛国心の育成」のためには真実の隠蔽・歪曲も辞さないというような編集方針が、果たして「野心に発する」方針ではないのかにある。

憲法第23条に「学問の自由」の保障規定があるのに、教基法第2条が「更に進んで、積極的にこれを尊重して行こう」という主旨で「学問の自由を尊重し」という文言を盛り込んだのは、「教育的配慮」の名目で真理・真実を隠蔽・歪曲することを許さず、まさに初等教育においても「真理探究、真理愛の精神が充満することにならなければならない」³⁾と考えているからである。

「学問の自由というのは、最も広い意味では、すべての人々が本来持っている真理探究の要求が自由になされなければならないということであろう。この意味では学問の自由の尊重は初等教育においても生かされなければならない。そこにおいて真理というものがあること、人はそれをたつとび求めて行かなければならないことを教え、その心を育ててゆくのは学問の自由を尊重することというべきである。」⁴⁾

歴史教育においても、真理の隠蔽・歪曲はけっして許されない。同時にまた、歴史教育の目的は「愛国心の育成」などというところに歪曲・矮小化されてはならず、その目的は次のようなところに置かれなくてはならないのである。「過去に対する根本的の批判と反省とが行はれることなしには、将来に対する永久的な創造と建設とは不可能である」⁵⁾とすれば、とりわけ歴史

教育の目的は、まずは「過去に対する根本的の批判と反省と」に向けられなくてはならないのである。

歴史が成功と失敗、徳行と罪惡、文明と野蛮の混合物であるとするならば、歴史の教育・研究は、その両面を全体的に明らかにするものでなくてはならない。とりわけ十五年戦争が、重大な過誤・罪惡に満ちた歴史であり、これこそが事柄の真実であるとするならば、歴史教育はそれらの過誤・罪惡を徹底的に明らかにし、国民大衆にその根本的な反省を迫るような教育でなくてはならず、児童・生徒にその事実を知らせ考えさせるような教育でなくてはならない。民族の美点のみを顕揚し、その欠点を隠蔽し歪曲するような教育は、真実性を欠くものである⁶⁾。

「歴史の教育は国民を民族の美点^{とうすい}に陶醉せしめ、その欠点に対し盲目にするものであってはならない。愛国心の昂揚は他国民を敵視輕侮し、彼等の長所を学ぶ態度を排斥するものであってはならない。」⁷⁾

過去の「日本の歴史教育は従来民族的優越性の強調に尽きてゐたと云ふも過言ではない」⁸⁾という、極めて深刻な反省がなされている。

小堀らの歴史教育論は、まさにそうした誤った歴史教育を復活させて、誤った「愛国心の昂揚」を再びまたはかろうとする、極端に政治主義的・民族主義的な歴史教育論なのである。

黛もまた次のようにいっている。

「歴史は反省のためにあるとだれかいいましたけど、こんなばかなことはないと思う。歴史は記憶のためにあるんであって、もし仮に歴史を反省の糧とするのであるならば、事実の正確で客観的な認識というものがまずあるべきだと思う。」(『朝日ジャーナル』86年9月26日号, 112ページ)

国民会議を代表する黛も「歴史を反省の糧とする」ためには「事実の正確で客観的な認識というものがまずあるべきだ」と、「歴史は反省のためにある」という歴史観を「ばかなことはない」として退けながら、小堀と同じく「事実^{じじつ}に忠実に」を要求している。しかしかれもまた『『日本国民の誇り』を

育成する歴史教育を」という観点から、この「事実に忠実に」という要求を投げ捨て、「自分の国に都合の悪いこと」を極力隠蔽する歴史教科書の編集を提唱している。その著しく歪んだ歴史教育観は、やはり「事実に忠実に」という要求を投げ捨てることなしには成立しないのである。かれは続けて、次のように発言している。

「いまの日本の歴史の教科書は全部、われわれがつくった18番目の教科書（『新編日本史』）だけは違いますけど、『日本が侵略的な野望を抱いて日韓併合、満州国建設をした。そして日華事変を始めた』という記述になっているわけです。これはあまりにも見方が一方的すぎるのではないか。（中略）ただ日本だけが軍隊を進駐させて、満州国をつくった、中国人民に非常な迷惑をかけたということだけを強調する教科書で日本国民が教育されたら、日本のプライド、日本国民の誇り、歴史に対する正しい認識は、いったいどこに行ってしまうのだろうか。」（同、111ページ）

「いまの歴史の教科書の視点は、日本民族というのは好戦的な民族である、侵略を好む民族である、人の領土に侵略していった勝手放題なことをやって、南京で30万の人間を殺戮した、そういう記述しかないわけです。どこの国に自分の祖先は人殺しで略奪者でならず者であると書いている教科書があるか。どこの国の教科書だって、自分の国に都合の悪いことは非常にえんきょくな言い回しで書くか、まったく黙殺してしまう、それが現実ですよ。反省だけに終始して、あまりに自虐史観でありすぎるのではないかというのが、今度われわれが少なくとも公正な目で見たい歴史の教科書をつくろうとした根本の動機であったわけです。」（同、111ページ）

『新編日本史』を出版した「根本の動機」について、その後に黛は以上のように語っているが、「自分の国に都合の悪いこと」を極力隠蔽した歴史教科書をつくり、それによって「日本のプライド、日本国民の誇り」を育成すること、これを今次教科書の編纂方針としたことを公言したものとよい。とすれば、およそ「事実の正確で客観的な認識というものがある」教科書とは異質な、事実の隠蔽と歪曲に満ちた教科書として『新編日本史』が出版されたことは、あまりにも明白である。

この一連の発言のなかで黛はまた、「歴史に対する正しい認識」を養い、

「公正な目を見た歴史の教科書をつくらうとした」などと述べているが、いったいかれのいう「正しい」「公正な」歴史観とはどんな歴史観であるか。とくにその日中戦争観・太平洋戦争観について、これをさらに深くみていかななくてはならない。

(5) 国民会議がどんな団体か、すでに相当明らかにしてきている。しかし、さらにすすめて国民会議のよって立つ政治思想を解明しようとするれば、黨委員長の発言をみていかななくてはなるまい。かれの思想がそく国民会議の思想ではないとしても、その発言分析が国民会議の思想分析に通ずることは間違いない。かれの『朝日』(86年8月11日付)紙上発言「改憲のプログラムが見えてきた」、『朝日ジャーナル』誌上連載記事「改憲論争」(86年9月19日号, 86年9月26日号, 86年10月3日号)等を素材にみていこう。

かれは改憲論を述べるのに先立って、

「改憲と言いますと、すぐ戦争につながるとか、主権在民の否定であるとかいうことが言われるんですけど、決して私はそう考えているのではない」「憲法改悪ということを護憲派の方たちはよく言われますけど、改悪する気持ちは毛頭ないんです。日本国憲法が大日本帝国憲法に比べて優れている点は、例えば主権在民とか人権の確立とかたくさんある」(『朝日ジャーナル』86年9月19日号, 7-8ページ)

等々と述べて、かれらの憲法「改正」論に対する人々の警戒・批判を和らげようとしているけれども、その憲法「改正」論は、現行憲法の平和主義・民主主義の理念に対して、相当ま正面から挑戦するものだといわざるをえないであろう。

憲法「改正」論

「現行憲法の解釈にはごまかし精神がみなぎっています。例えば自衛隊問題。いまや社会党でさえ違憲合法とかいって、その存在を認めているのに、憲法には依然、明文規定がない。」

「改憲で最も重要なのは、天皇の規定です。象徴天皇というようなあいまいなものではなく、天皇を元首と明記すべきです。(中略)わが国では二千年の昔から自然すなわち神とみる自然観で貫かれてきた。自然と人間の橋渡し役が天

皇です。一つの民族、言語、文化体系で形づくられたわが国に天皇制が存在しても、少しもおかしくはない。」

「憲法には国民の防衛義務はぜひ盛り込む必要がある、と思っています。国なくして、個人の基本的な人権や信教の自由を議論しても始まらない。」

「自主憲法制定を党是とうたっている自民党の中に護憲派が何人もいます。これからの運動としては、まずこの獅子身中の虫を駆除したい。その一方で、国会議員を引っ張って激励し、同志とともに国民運動をさらに盛り上げます。」

「靖国」公式参拝問題

「昨年（1985年）実施した靖国の公式参拝を今年（1986年）、首相特有の動物的カンで避けたら、諸外国の外圧に屈したことになる。そんなバカなことではないのであって、中曽根さんに対する信頼が一挙に色あせてしまう。公式参拝は当然のことながら、憲法を変え、靖国神社の国家護持を実現するための第一歩であり、何としても実施してほしい。」

以上が前記『朝日』紙上発言であるが、前記『朝日ジャーナル』誌上では、より多面的にその思想を明らかにしている。いくつかの点からその思想をみておこう。

憲法第9条「改正」問題

「かつての社会党が唱えていた非武装中立論のような、世界の平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してさえいけば、日本は無防備でも安全であるという楽天的な考え方で、いったい国が守れるのか、将来、未来永劫に日本が平和で繁栄を保ち得るのか、これはやはりみんな真剣になって考えなくちゃいかんことだろうと思う。」（『朝日ジャーナル』86年9月19日号、10ページ）

「日本国憲法が非常に危険な憲法であるという私の論拠は、この憲法を（中略）厳密に忠実に守っていると、本土が戦場になって日本の国土、人命、財産が非常に大きな損害を受けることになるわけで、それを最小限に食い止めるためには、飛んでくるミサイルを発射する基地なり、攻撃する飛行機が飛び立ってくる基地なりを、やはりたたくなくちゃならない。これは当然、自衛の範疇に入ることだと思うんですね。」（同、9ページ）

「東西間の力のバランスとか抑制力とか、そのバランスが崩れたときの備えは絶対に必要です」（同、10ページ）とも述べて、いわば果てしのない軍事力増強（軍事大国化）に道を開くように「憲法第9条を改正せよ」という。平

和主義の思想にまっ向から挑戦する軍国主義の思想だというほかなく、これこそ「非常に危険な憲法『改正』論である」といわなくてはならない。「国民の防衛義務」を盛り込み徴兵制をしけという憲法「改正」論でもある。

(6) もっとも驚くべきことは、かれには日中戦争等の犯罪性についての反省がまるでなく、これを「植民地支配からの解放」戦争とみていることである。かれは「(日中戦争・太平洋戦争は)方法としては正しかった」とさえいつている。

日中戦争・太平洋戦争観

「冷静に歴史の諸事実をひもといてみると、あの戦争が徹頭徹尾日本が侵略の野望を持って大陸に進出していったものであるのかどうか。現実の問題として日本がああいう戦いを戦ったために、昭和20年以降にアジアのすべての地域において、かつての植民地であった国々は全部独立をした。日本が直接やったことではないかもしれないけど、少なくとも日本のあの行動というものが導火線となったことはだれでも認めていることである。これは極端な説かもしれないけれど、日本は大東亜戦争に負けたのではない、戦争目的は達成したんだから、日本は大東亜戦争に勝ったんだという見方だって、私は一理あると思いますよ。」(同、86年9月26日号、110ページ)

「それは色々方法を誤ったかもしれない。負けることがわかっていた戦争ですから、あれはやるべきではなかったと私も思います。やむにやまれず開戦に押し切ってしまった責任は追及しなくちゃいけないと思いますよ。ただし、それは日本を不幸に陥れるために、あるいは世界に被害を与えるために、平和と人道に対する罪として行った戦争ではないんであって、結果は間違っていたかもしれないけど、方法としては正しかったという立場を私はとるわけです。」(同、114ページ)

戦争目的は「アジア諸国の植民地支配からの解放」「大東亜共栄圏の建設」にあったのだから、かの十五年戦争は「正しかった」正義の戦争であったというのである。このような「植民地支配からの解放」戦争という「太平洋戦争肯定論」はまた、かの中曾根康弘(元首相)もとるところであって、中曾根『新しい保守の論理』(講談社、1978年)はまず、次のように書いている。

「私が不思議に思うのは、日本人はあの戦争を大東亜戦争と自称していたはず

なのに、戦に敗れて、戦勝国が太平洋戦争と呼ぶと、そのように呼び方を変えていることである。私は日本人がつけた名前は、勝っても負けても変える必要はないと思う。」(同、188 ページ)

かつて日本人は、あの戦争を「大東亜共栄圏」の建設をめざす「聖戦」という意味を込めて、「大東亜戦争」と呼び呼ばされていた。それは「侵略主義をカモフラージュする為めの標語に過ぎず」、「国民総動員体制」を組むための方便に過ぎなかった。中曾根はあくまでこれを「大東亜戦争」と呼び続けて、「日本の思想家や軍人の中にも、前からアジアの解放とか、アジアは一つとか、アジアの独立ということを唱える人がいたこと」を評価しよう(同、188 ページ)というのである。十五年戦争の肯定論・美化論に立っての提案であることは明白である。

「戦争の結果として、帝国主義諸国のアジアの植民地は土崩瓦解した。欧米の植民地は一掃されて、中国には毛沢東主席の政権ができ、インドもビルマもインドネシアもフィリピンも、みんな独立した。これは事実である。

第一線で戦った将兵たちの中には、アジアの独立、アジアの解放という理想を信じて真剣に戦った人も多い。日本やアジアに眠る何百万の英霊のことを考え、今のアジアも考えると、大東亜戦争の結果を世界史的に判決するには、もう少し時間をかけてよいのではないか——私はそう考えている。」(同、188—189 ページ)

続けてかれは、以上のように書いている。

十五年戦争が「アジアからの植民地支配の一掃」をめざす戦争であったかのように述べ、十五年戦争の評価は「後世の史家に待つべきだ」というのである。しかし、十五年戦争はけっして、「植民地支配の一掃」をめざす戦争であったのではなく、東アジア諸国の人民を敵にまわしての、欧米の帝国主義にかわって日本帝国主義が植民地支配を達成しようとする、侵略戦争であったのである。アジア諸国の独立・解放の達成は、アジア諸国人民自身の、欧米および日本の帝国主義の植民地支配からの独立・解放をめざす、民族解放戦争の勝利の結果であったのである。

日中戦争をあたかも「中国を植民地支配から解放する」ための戦争、つまり「大東亜戦争」であったかのように考えているのであるならば、その旨を論者は中国民衆の前でも述べるべきである。ところが論者たちは、卑怯・卑劣にも、中国民衆の前に出ると、そこでは一言もその旨を述べることができないのである。そしてそこでは、中曽根元首相のごとき、もっぱら「陳謝」演説をしているだけなのである。

(7) 黛らには日中戦争等の犯罪に対する反省がまるでない。「日本が侵略の野望を持って大陸に進出していった」こと、「世界に被害を与える」ものであったこと、「平和と人道に対する罪として行った戦争」であること、等々をすべて否定し、十五年戦争があたかも植民地を解放するための戦争であったかのように画いている。

しかし、それがどれほど「世界に被害を与える」犯罪的・侵略的・非人道的な戦争であったか、どれほど「人目を覆はしむるような暴逆の事例」に満ちた「正当原因」のない戦争であったかは、すでに世界がよく知る、まさに周知の事実となっているのである。

「王道主義や八紘為宇は侵略主義をカモフラージュする為めの標語に過ぎず、占領地に於て我が軍が実行していたところは、其の標榜したところと甚だ程遠いものがあった」⁹⁾ことは、もはやいかにしても否定できない真実なのであるから、さらに我々は、この真実(数多の残虐なる「加害」行為)に広く深く迫る努力を続けなくてはならない。

このような大東亜戦争観に立って、反対にかれば、東京裁判に対してこれを「復讐裁判」と呼び、くり返してその見直しを要求している。「すべてが東京裁判という、あの戦勝国が戦敗国を裁いた一方的な裁判の考え方だけで律られるという現実」として日中戦争観等がある(同、113ページ)から、これを「何とかしなくちゃいけない」として、その再検討を要求している。

東京裁判・A級戦犯観

「戦後40年を経過して、いまだに戦勝国が戦敗国を裁いたニュルンベルク裁

判の例にのっとって、東条さん以下の、いわゆる A 級戦犯を絞首刑に処した、あの非人道的な、あの非論理的な復讐裁判がやはり見直されるべきときに来ている」(同、110 ページ)

「東京裁判のなかでも B, C 級というのは、捕虜虐待とか、これは明らかな国際法違反ですね。ただ、A 級といわれている戦犯は事後法ですよ。平和に対する罪、人道に対する罪という便宜的にでっち上げられた罪名のために告発をされて、絞首刑で殺されてしまった。これは私は、やはり日本国民として自ら決することであって、(中略)日本国民が自発的に決めたんであるならば正当な行為ですよ。」(同、113 ページ)

黛らのような戦争目的美化論に立てば、教科書問題・「靖国」公式参拝問題についての日本政府の対応こそが誤っているということになる。「いいこともしてあげたじゃないか」と、むしろ正面から反論したらどうかという。

教科書問題・「靖国」公式参拝問題

「確かに過去 100 年来、近隣諸国に色々な迷惑もかけた。(中略)私は迷惑もかけたけれども、いいこともしてあげたじゃないかということをして日本は胸を張って言うべきだと思うんです。少なくとも韓国にも中国にもですね。あまりにも『申しわけありませんでした。過ちは二度と繰り返しません』というような姿勢が続くから、この間の教科書問題のようなことが起こるんであって、私はああいう態度をとった今の日本政府、ことに中曽根首相には非常に憤慨しています。おわびしなくちゃならないことは、おわびしなくちゃならない。が、いすべきことはいわねばならぬ。それをやはりはっきりさせなきゃいけない。」(同、86 年 9 月 19 日号、11 ページ)

「靖国公式参拝が A 級戦犯合祀のために中国からクレームをつけられ、中曽根さんは公式参拝を今年(1986 年)やめました。こんなばかばかしいことはない。なぜ中曽根さんは A 級戦犯を生んだ東京裁判とはいったい何であったのかと、再検討するために戦後政治の総決算を提唱しているといえないんですか。それをいってこそ、私は中曽根さんは本当の意味での戦後の最大の宰相であったと思う」(同、86 年 9 月 26 日号、113 ページ)

中曽根首相の「戦後政治の総決算」政治を全面的に支持する立場からの、かれの「靖国」公式参拝中止に対する非難であった。

(8) 総じて、以上の概観からも、国民会議編集の『新編日本史』の特徴

は、すでにおよそ明白になったであろう。

〔註〕

- 1) 参照した主な文献。村上義雄編『天皇の教科書』晩声社・1986年、歴史教育者協議会編『危険な日本史像とその背景』あゆみ出版・1986年、山口敏男『『日本を守る国民会議』の思想と行動』『季刊、臨教審のすべて』第4号・1986年、等々。
- 2) 前出『危険な日本史像とその背景』参照。
- 3) 文部省教育法令研究会『教育基本法の解説』国立書院、1947年、70ページ。
- 4) 同上、69-70ページ。
- 5) 田中耕太郎『教育と政治』好学社、1946年、72ページ。
- 6) 拙著『教育基本法の立法思想』法律文化社、1989年、277-278ページ。
- 7) 田中耕太郎『教育と政治』同上、153-154ページ。
- 8) 同上、138-139ページ。
- 9) 同上、140-141ページ。なお、この辺のことについては、拙著『教育基本法の立法思想』(前出)の第3章第1節を参照のこと。なおまた、南原繁の厳しい十五年戦争批判の一端は、『南原繁著作集』(岩波書店)の第10巻・220-221ページ等参照のこと。

第2節 藤尾文相の登用

『新編日本史』はひとまず合格となり、86年7月10日からの教科書展示会に展示されることになった。それでもなお、これに対する国内外からの批判は止むことなく続けられていたのであるが、この『新編日本史』教科書問題は、その後、思わぬ方向に発展することになった。それこそ第三次中曽根内閣で文相に起用された藤尾正行の罷免問題である。藤尾文相は就任直後の中曽根首相との会談の席上(86・7・25)、「戦後教育の見直し」を文教政策の基本に据えたい旨述べ、これにたいして首相が「大賛成だ。よろしく願います」と答えた(『朝日』86年7月26日付)という経過もあって、文相就任直後から「戦後教育の見直し」に向けての発言等を極めて大胆に行ったのである。「戦後40年間の教育はゆがめられており、本来のものに据え直すべきで、時期を失すると大変なことになる」とも、その席上で述べていたよう

に、かれの焦燥感も手伝って、そうした大胆な発言等をかれはその後、精力的に行うことになった。したがって、藤尾罷免問題をみていくに際しては、かれを文相に起用し、かれの戦後教育見直し論に「大賛成だ」という言質^{げんち}を与えた、中曽根首相の責任問題をも、けっして見逃すことはできない。

藤尾文相の登用

藤尾文相罷免問題をみていくのに先立って、中曽根首相が藤尾正行（自民党政調会長）を文相に登用した意図・意味などについて、少しばかり触れておかななくてはならない。戦後政治総決算論者である中曽根首相が、藤尾文相を起用したことは、首相に教育面での戦後教育総決算をより強力に推進したいという政治的思惑があつてのことだともみられよう。というのは藤尾は、かねてから戦後教育見直しを唱え続けていたからである。中曽根首相が藤尾の戦後教育見直し論に「大賛成だ」という言質を与えたのは、藤尾文相に大いに期待するところがあつたからだと思われる。

(1) 藤尾正行の、文相就任以前の戦後教育見直し論の一端を紹介しておけば、次のような発言にそれを見ることができよう。

「天皇制、教育勅語はひとつも間違っていない。その上に立って戦後培った世界性と合理性をつけ加え、新しい民族像を作ることが教育改革の原点でなければならない。」「ポツダム宣言、その後の占領政策、東京裁判などは、いずれも日本を弱体化しようということで行われてきた。これを今、改革していく必要がある。」(84・9・17、拙著『教育基本法制と教科書問題』増補版、法律文化社、73ページ参照)

「臨教審を中曽根首相がどうもっていくかはわからないが、6・3制や試験制度の改革だけに終わらせるのではなく、根源にメスを入れなければならない。うるわしい日本の伝統にはぐくまれた秩序を取り戻すため、教育勅語に表われた道徳律を復活させて原点を取り戻すことが大事だ。歴史と伝統に基づく民族の心を取り戻し、戦後得た国際性と合理性を加えるのが教育の基本原理だ。」(84・8・27、同上、76ページ)

「中曽根首相が唱える教育改革は、さまつな学制改革などを意味するのではな

い。安全保障のための飛行機や戦車、この機能を十分に発揮するための人間精神の訓練が大事だということで、いっているのだと思う。」(84・11・8, 自民党参議院議員を励ます会)

「(教育改革の根本問題は) 占領下に与えられた憲法, 教育基本法の見直しだ。39年間(憲法, 教育基本法に) ひっぱられた教育環境の見直しにあるのではないかと考えている。たんに入試制度とかいうなら中教審, 専門家がやってきている。それをこえた原点, 根本にメスを入れるということだろう。根本は小学校に『日の丸』をたてることだ。」(84・4・24, 自民党と共産党の教育問題での会談)

すでに拙著『教育基本法の立法思想』(前出)のなかでも若干指摘しておいたように、戦後教育改革における教基法制の形成過程は、ひとまず教基法的教育観によって教育勅語的教育観を退ける過程であったとはいえ、これら2つの教育観の激しい闘争の過程であったのであって、前者が後者を決定的に退けるまでにはいかなかったのである。したがって藤尾の教育観もまた、再び教育勅語的教育観を復活させることによって教基法的教育観を放逐し去ろうとするものであったともいえるのである。

(2) 問題は、このような戦後教育見直し論者を、首相が文教行政の最高責任者(文相)の地位に据えた、そのことのもつ意味にある。藤尾が「(戦後教育の) 根源にメスを入れなければならない」旨をくり返す教育「改革」論者であったかぎり、かれは戦後教育の根本的「改革」の提唱者であったということになる。かれが「占領下に与えられた憲法, 教育基本法の見直し」をいうときにも、「教育勅語に表われた道德律を復活させて原点を取り戻すことが大事だ」ともいっているように、これは憲法・教基法に一切拘束されることなく、戦後教育を根底から「改革」して戦前教育を再現していきたいという意味を表明したものとみなくてはならない。つまりかれは、一般の「憲法・教基法の見直し」論者とは違って、憲法「改正」・教基法「改正」を実現した後で、戦後教育の「根本にメスを入れる改革をする」というのではなく、現行の教基法制下にあっても、教基法制の要請などいわば意に介するこ

となく、戦後教育を戦前教育にとってかえていかななくてはならないとする、そういう信念の持ち主であったといわなくてはならないであろう。

藤尾にとっては現行の教育法制が何であるかなど、いわばどうでもよいことなのであって、「法律が行政をしぼる」という「法の支配」「法治主義」の原理など、意に介する必要は少しもないのである。

1980年代の教育政策をどのような角度から吟味・批判するかの問題がある。私はようやく、最近に『教育基本法の立法思想』（法律文化社、1989年3月）をまとめて出版したけれども、引き続いてその立法思想の研究をすすめて、これをもってその吟味・批判の角度とするつもりでいる。そこで以下、そのための方法論的なことを、今後、本連載論文のそれぞれの初めに序を設けて、そこで少しずつ順次にメモしていくことにする。

その『教育基本法の立法思想』は、副題を「田中耕太郎の教育改革思想研究」としたように、田中耕太郎の教育改革思想研究を軸に据えて、教育基本法の立法思想の解明を試みたものである。いかに田中耕太郎が教育基本法の立法に指導的な役割を果たしたといっても、当然に、教育基本法が文部省、教育刷新委員会、GHQ・CIE、等々の総合的努力の所産であったことを思えば、教育基本法の立法思想の研究は、さらに広く深く補充的にすすめてはならない。当面、次のような研究が課題となろう。

(1) 教育基本法の立法過程に関する、さらにいっそう精緻な研究である。

とくに、GHQ・CIE、教育刷新委員会、文部省、この3者の「連絡委員会」(Steering Committee)等をとおしての、相互関係・相互作用の問題である。この問題について『教育基本法の立法思想』では論究が不足しているから、私としては今後、この問題についても、とりわけ集中的に検討していかななくてはならない。

(2) 教育刷新委員会の副委員長・委員長等として、戦後教育改革にやはり重要な役割を果たした南原繁の教育思想の研究である。田中耕太郎の教育改

革思想と相当に重なる部分があるけれども、これについても、さらに詳細かつ徹底した研究を重ねて、その成果を『教育基本法の立法思想』増補版を出版する際には、そこに盛り込みたいと思っている。

(以下、次号に続く)